

◆◆一般社団法人日本鉱物科学会2025年度各賞受賞候補者募集推薦のお知らせ◆◆

一般社団法人日本鉱物科学会運営細則表彰等第26条には以下のように各賞が設けられており、それぞれ内規が定められています。
「表彰等 第26条 本会に日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、および櫻井奨励賞を設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献に対して表彰を行う。」

上記の内 **【1】日本鉱物科学会賞** **【2】日本鉱物科学会研究奨励賞** **【3】日本鉱物科学会応用鉱物科学賞** は受賞候補者の募集、推薦を行いますので、以下の要領に沿って受賞候補者の推薦をお願いします。

詳細は次頁の日本鉱物科学会運営細則第26条及び各賞規定をご覧下さい。

【1】2025年度日本鉱物科学会賞受賞候補者推薦のお願い

日本鉱物科学会賞は、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対して贈呈され、その業績を称えることを趣旨として設けられたものです。以下の要領で受賞候補者をご推薦下さい。

◆提出書類：推薦の提出書類には、次の6項目を記述すること。（円滑な審査のため、ガイドラインよりも項目が多くなっておりますが、ご諒解の程、お願いいたします。**現行のガイドラインについては、改訂を予定しています**）

- 1) 候補者の氏名、所属及びE-mailアドレス
- 2) 推薦者の氏名、所属及びE-mailアドレス
- 3) 受賞対象となる業績題目（日本語で80文字まで、もしくは英語で40 wordsまで）
- 4) 研究業績の具体的な説明（日本語で2000-3000字、あるいは英語で1000-1500 words）
- 5) 履歴書（学歴・職歴・受賞歴・学会活動・教育活動・社会貢献・後進のサポート、国際貢献・大型プロジェクトなど）
- 6) 業績リスト（これまでの i) 査読付き原著論文と ii) 著書及び総説等を分けて記述し、そのうち iii) 主要業績10点を明示して下さい）

◆書類送付先：これらの書類を下記メールアドレス宛て（奥地・岡本の両方）にPDF形式で添付し提出して下さい。

奥地 拓生:okuchi.takuo.2w@kyoto-u.ac.jp 岡本 敦:atsushi.okamoto.d4@tohoku.ac.jp

なお、電子メール送付が困難な場合、郵送（奥地宛）でも受け付けます。

郵送の場合：〒590-0494 大阪府泉南郡熊取町朝代西2丁目

京都大学複合原子力科学研究所 粒子線基礎物性研究部門 奥地 拓生

◆**推薦締切日：2026年3月27日（金）必着**

◆選考方法：選考委員会は推薦された候補者の業績等に基づき審査を行い、授賞に値する候補者を一般社団法人日本鉱物科学会会長に推薦し、理事会の承認を経て決定されます。

◆2025年度日本鉱物科学会賞選考委員会委員

委員長：奥地 拓生、副委員長：岡本 敦

委員：阿部 なつ江、綾瀬 佑衣、辻森 樹、Das Kaushik、瀧川 晶、糸谷 浩、興野 純、瀬戸 雄介、井上 徹（会長）

【2】2025年度日本鉱物科学会研究奨励賞受賞候補者推薦のお願い

日本鉱物科学会研究奨励賞は、鉱物科学および関連分野において顕著な業績をあげた、2026年4月1日時点で37歳以下あるいは博士号取得10年以内（ただし、育児や介護、本人の病気等により研究に従事できなかった期間については勘案する）の会員に贈呈されます。

下記の要領で受賞候補者をご推薦下さい。自薦・他薦を問いません。また、選考委員からの推薦も受け付けます。

◆提出書類：

- 1) 候補者の氏名、生年月日、所属及びE-mailアドレス
- 2) 受賞対象となる業績内容（A4判で1ページ）および論文リスト（主要論文3編を記載する）
- 3) 他薦の場合、推薦者の氏名、所属及びE-mailアドレス

◆書類送付先：これらの書類を下記メールアドレス宛て（奥村・門馬の両方）にPDF形式で添付し提出して下さい。

奥村 聰:satoshi.okumura.d2@tohoku.ac.jp 門馬 純一:k-momma@kahaku.go.jp

なお、電子メール送付が困難な場合、郵送（奥村宛）でも受け付けます。

郵送の場合：〒980-8578 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-3

東北大大学院理学研究科・地学専攻 奥村 聰

◆**推薦締切日：2026年3月27日（金）必着**

◆選考方法：選考委員会は推薦された候補者の業績に基づき審査を行い、授賞に値するものを選び、一般社団法人日本鉱物科学会会長に報告し、理事会の承認を経て決定されます。

◆2025年度日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会委員

委員長：奥村 聰、副委員長：門馬 純一

委員：越後 拓哉、斎藤 哲、境 毅、三河内 岳、石井 貴之、森下 知晃、横山 正、吉村 俊平

【3】2025年度日本鉱物科学会応用鉱物科学賞受賞候補者推薦のお願い

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた方に贈呈されます。下記の要領にて受賞候補者をご推薦下さい。なお、会員でなくとも候補者および受賞者になることができます。

◆提出書類：下記の提出書類（A4判使用のこと）をお送り下さい。

- 1) 候補者の氏名、所属及びE-mailアドレス
- 2) 受賞対象となる業績
- 3) 推荐者の氏名、所属及びE-mailアドレス。※非会員をご推薦いただく場合は、その旨を明記して下さい。

◆書類送付先：これらの書類を下記メールアドレス宛て（佐久間・森本の両方）にPDF形式で添付し提出して下さい。

佐久間 博:SAKUMA.Hiroshi@nims.go.jp 森本 和也:kazuya.morimoto@aist.go.jp

なお、電子メール送付が困難な場合、郵送（佐久間宛）でも受け付けます。

郵送の場合：〒305-0044 茨城県つくば市並木1-1

物質・材料研究機構 電子・光機能材料研究センター 資源循環材料グループ 佐久間 博

◆**推薦締切日：2026年3月27日（金）必着**

◆選考方法：選考委員会は推薦された候補者の業績に基づき審査を行い、原則として1名の方を選び一般社団法人日本鉱物科学会会長に報告し、理事会の承認を経て決定されます。

◆2025年度日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会

委員長：佐久間 博、副委員長：森本 和也

委員：秋澤 紀克、寺崎 英紀、松本 恵、横山 正、伊神 洋平、大藤 弘明、新名 良介、鈴木 康平

運営細則 表彰等 令和4年(2022年)9月17日改正

第26条 本会に日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞を設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献に対して表彰を行う。

2 本会は、鉱物科学及びその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対し、日本鉱物科学会賞を贈呈する。

3 本会は、渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学及びその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者に、渡邊萬次郎賞を贈呈する。

4 本会は、会誌に発表された本会会員による優れた研究論文を選び、その著者に対し、日本鉱物科学会論文賞を贈呈する。

5 本会は、研究の奨励を目的として、顕著な研究業績をあげた関連分野における若手の会員に対し、日本鉱物科学会奨励賞を贈呈する。

6 本会は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な業績をあげた者に対し、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞を贈呈する。

7 本会は、櫻井記念基金を基とし、新鉱物の発見に貢献し記載鉱物学の分野で顕著な業績をあげた会員に対し、櫻井賞を、記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員に対し、櫻井奨励賞を贈呈する。

8 本会は、鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において特に業績顕著な者、または本会に対し功労のあった者を名誉会員とし、認定書を授与する。

第27条 日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞の受賞者の選考は、別に定める各賞規程及び名誉会員推薦委員会内規にしたがって行い、理事会において決定する。

日本鉱物科学会賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第2項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会賞(以下「本賞」という)を設け、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は原則として毎年2名以内とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会賞選考委員会(以下「委員会」という)を設ける。

第5条 委員会は11名の委員で構成する。

1. 委員長は会長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
2. 委員のうち、1名は会長とする。残り9名は委員長が正会員、名誉会員の中から指名し、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。ただし委員のうち、2名以上は理事とする。
3. 委員の任期は、委嘱された日から表彰を行う定例総会終了時までとする。再任を妨げない。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1)辞退者がでた場合、および(2)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ)受賞候補者名とその所属(連絡先)
(ロ)受賞対象となる業績
(ハ)推薦者名とその所属(連絡先)を記述した文書を添える。
3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認めた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において学会賞受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Awardとする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

H. 日本鉱物科学会賞選考委員会に関するガイドライン

(選考委員が推薦人の場合)

1. 選考委員会委員が推薦人となる場合、その委員は選定の審査に参加しないこととする。

(公募記事の記載事項)

2. 推薦の提出書類には、次の5項目を記述すること。

1) 候補者の氏名、所属及び連絡先(住所、E-mailアドレス、電話番号)

2) 推薦者の氏名、所属及び連絡先(住所、E-mailアドレス、電話番号)

3) 受賞対象となる業績題目とその具体的な内容(日本語で1500-2000字程度、あるいは英語で500 words程度)

4) 業績リスト(これまでの i)査読付き原著論文と ii)著書及び総説等を分けて記述し、そのうち iii)主要業績10点を明示して下さい

5) 候補者の略歴

このガイドラインは、2019年10月1日から適用される。

日本鉱物科学会研究奨励賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第5項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会研究奨励賞(以下「本賞」という)を設け、鉱物科学およびその関連分野において顕著な研究業績をあげた当該年度4月1日時点まで37歳以下あるいは博士号取得10年以内(ただし、育児や介護、本人の病気等により研究に従事できなかった期間につ

いては勘案する)会員に対し、本賞を贈呈する。

第3条 本賞の贈呈は原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。ただし、本賞の授与は同一人に対しては一度限りとする。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会(以下「委員会」という)を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。

7.(1) 辞退者がでた場合、および(2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ)受賞候補者名とその所属(連絡先)
(ロ)受賞対象となる業績
(ハ)推薦者名とその所属(連絡先)を記述した文書を添える。
3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認めた者を原則として2名以内を選び、選考理由書を添えて第2回定期理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は、Japan Association of Mineralogical Sciences Award for Young Scientistsとする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

令和3年(2021年)5月29日改正

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第6項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞(以下「本賞」という)を設け、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた者にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会(以下「委員会」という)を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が正会員、名誉会員の中から委員を指名し、理事会での承認を経て、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。

7.(1) 辞退者がでた場合、(2)委員会が必要と認めた場合、および(3)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は公募記事にしたがって、本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ)受賞候補者名およびその所属(連絡先)
(ロ)受賞対象となる業績
(ハ)推薦者名とその所属(連絡先)を記述した文書を添える。但し、非会員を推薦する場合はその旨を明記する。
3. 委員会は、推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認めた者を原則として1名選び、選考理由書を添えて第2回定期理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、研究内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Award for Applied Mineralogy とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

令和2年(2020年)9月18日改正

I. 一般社団法人日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考ガイドライン

1. 選考委員会は、推薦のあった候補者の業績に基づき審査を行い、議論または投票により原則1名を選び、理事会へ推薦する。
2. 候補者が1名の場合は、当該候補者の推薦の可否を議論または投票により決定する。
3. 候補者が複数の場合は、選考方法について議論を行い、適切な方法により推薦候補を決定する。
4. 選考委員が候補者もしくは推薦者となった場合は、選考には加わらないものとする。

このガイドラインは、2020年6月1日から適用される。